

## 愛媛県復興支援シンボルマーク使用要綱

### (趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、愛媛県（以下「県」という。）の復興支援シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって平成30年7月豪雨災害からの県の復興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、シンボルマークとは、別記のデザインをいう。

### (シンボルマークの使用に関する権利)

第3条 シンボルマークの使用に関する一切の権利は、県に属する。

### (使用料)

第4条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

### (使用の申請)

第5条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「愛媛県復興支援シンボルマーク使用許諾申請書（様式1）」に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断した時は、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 県及び県が構成メンバーとなっている団体が、シンボルマークのデザインを使用するとき
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき
- (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき
- (5) みきゃん等の着ぐるみを使用するものが、当該イベントの広報にシンボルマークのデザインを使用するとき

### (資格要件)

第6条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第 7 条 知事は、第 5 条第 1 項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を許諾するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき
  - (2) シンボルマークのイメージを損なうおそれのあるとき
  - (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
  - (4) シンボルマークを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
  - (5) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき
  - (6) この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他シンボルマークの使用が適当でないと認められるとき
- 2 知事は、シンボルマークの使用を許諾するときは、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用許諾通知書（様式 2）」により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 シンボルマークを使用する際は、「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアル」に従って使用しなければならない。
- 4 知事は、第 2 項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 5 知事は、使用を許諾しないときは、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用不許諾通知書（様式 3）」により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第 8 条 シンボルマークの使用期間は、原則として承認の日から 2 年以内とする。ただし、使用期間を過ぎた場合でも、期間内に許諾を受けて製造した商品の流通を妨げるものではない。

- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、シンボルマークを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第 5 条第 1 項の申請があったものとみなす。

(許諾内容の変更)

第 9 条 シンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたシンボルマークの使用内容を変更しようとするときは、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用内容変更申請書（様式 4）」を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用内容変更許諾通知書（様式 5）」により、使用者に通知する

ものとする。

- 3 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用内容変更不許諾通知書（様式6）」により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第8条の規定を準用する。

（使用の廃止）

第10条 使用者は、シンボルマークの使用を廃止したときは、速やかにその旨を「愛媛県復興支援シンボルマーク使用廃止届出書（様式7）」により知事に届け出なければならない。

（許諾の取消）

第11条 知事は、使用者が、次のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
  - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
  - (3) 第7条第4項の条件に違反したとき
  - (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消により、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと
- (4) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用実績の報告）

第13条 知事は、使用者に対し、シンボルマークの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

（損失補償等の責任）

第14条 知事は、シンボルマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

(別記：シンボルマークデザイン)

